

＼ 犬の飼い主の方へ ＼

狂犬病予防注射と 注射済票の交付を



毎年1回 受けましょう

犬の飼い主は、法律により、犬の生涯に1回、犬の登録をする義務があります。また、毎年1回（4月1日～6月30日の間）飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受ける義務があります。

狂犬病 とは

狂犬病はすべての哺乳類に感染し、人も動物も発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。
現在、日本では狂犬病の発生はありませんが、いざという時のために狂犬病予防注射を毎年必ず受けましょう。

一部の区内動物病院で、注射済票を交付できます

一部の区内動物病院では、狂犬病予防注射と注射済票の交付が一度に受けられます。

詳しくはこちらを
ご覧ください ▶



○実施期間

令和7年4月1日（火）～6月30日（月）

○料金

注射済票交付手数料550円

※注射料金は、動物病院ごとに異なります。



区設掲示板
貼付承認済印

有効期間 07. 3. 16 から
07. 3. 31 まで

板橋区役所
板橋区町会連合会

板橋区保健所 生活衛生課 ☎03-3579-2332

